

これまでの検討内容のまとめ

平成 3 0 年 6 月

高岡市教育将来構想検討会議

学校教育小委員会

はじめに

高岡市教育将来構想検討会議（以下「本検討会議」という。）は、本市における学校教育及び社会教育・生涯学習等の振興に向け、教育の充実や学校の再編、施設の有効活用などの諸課題について、今後 10 年を視野に基本的な方向を定める教育の将来構想を策定するため、中長期の視点に立って、その諸課題を専門的かつ総合的に検討することを目的に、平成 30 年 4 月に設置された。

また、本委員会に学校教育小委員会を設置し、「①五位中学校区整備の基本的な方向に関すること」、「②小中一貫教育の効果的な推進に関すること」、「③望ましい学校の規模と配置に関すること」など、市内小中学校の教育振興に関する事項について、様々な観点から検討・協議を進めてきたところであるが、ここに、これまでの検討内容の概要を取りまとめ、経過を報告するものである。

国においては、2030 年の社会を見据え、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質や能力等を一層確実に育成することを重視した新たな学習指導要領を、小学校では平成 32 年度から、中学校では平成 33 年度から全面実施することとしている。今回の改訂では、これまでの実践に基づき、基礎基本となる知識や技能を着実に習得するとともに、思考力や判断力、表現力などの活用する力の育成、さらには学びに向かう力・人間性の涵養を 3 つの柱とし、とりわけ小学校では外国語教育の充実やプログラミング教育の導入など、内容の大幅な見直しが行われたところであり、それらへの的確な対応が求められている

加えて、高岡市においても少子化の進行により、学校の小規模化が長期間にわたって急速に進んできており、市内小学校の在籍児童数はピークの昭和 56 年度の 19,221 人から平成 29 年度は 7,703 人と、40.1%に減少した。市内中学校の在籍生徒数はピークの昭和 61 年度の 9,998 人から平成 29 年度の 4,258 人と、42.6%に減少した。今後も児童生徒数の減少が続くと見込まれることから、学校の実態に即し、望ましい規模の確保や配置について、早急に方向を示していくことが必要となっている。

時代の大きな転換点にあって、未来社会を切り拓く子どもたちの教育は待ったなしである。各学校においては限られた資源を最大限に活用し、実効性ある取り組みを着実に推進することが求められる。そのためにも学校間の連携、学校・家庭・地域の連携など、「連携・協力」により総合力を高める発想がより重要になると考えられる。人口減少時代における持続可能で質の高い教育の実現に向け、引き続きより幅広い観点から検討・協議を進めていきたい。

第1章 小中連携教育・一貫教育の推進

1 高岡市におけるこれまでの連携教育の取り組み

高岡市の小中学校では、中学校入学前に小学校での入学説明会や中学校での見学会を行うなど、小学生が中学校の新たな環境になじむよう配慮してきた。また教員間においても、小中の合同研修会を実施するとともに、互いの公開授業を参観するなど相互の交流に努めてきた。

2 全国における小中一貫教育の成果と課題

＜全国の小中一貫教育の導入状況＞

文部科学省の平成30年3月の全国調査では、小中一貫教育の制度化に係る改正学校教育法が平成28年4月に施行されたのを受け、平成30年度までの3年間に、全国に73校の義務教育学校が、405校の併設型小学校・中学校が設置された。また、小中一貫教育を実施している249市町村教委等(14%)、小中連携教育を実施しているのは1,254市町村教委等(72%)であり、全国で8割を越える市町村教委等で小中一貫教育又は連携教育に取り組んでいると回答している。

＜施設形態・学年段階の区切り＞

義務教育学校の施設形態については、設置予定校を含む回答100校のうち86%が施設一体型である。学年段階の区切りは6－3制が18%、4－3－2制が57%であった。

併設型小学校・中学校の施設形態では、施設分離型が68%、施設一体型が20%、施設隣接型が11%であった。学年段階の区切りは6－3制が33%、4－3－2制が34%であった。

＜小中一貫教育のこれまでの総合的な評価＞

(成果)

小中一貫教育のこれまでの実践に対する総合的な評価では、大きな成果が認められる(23%)、成果が認められる(76%)と、99%が成果を認めている。また学習指導、生活指導、学校運営のそれぞれにおいて高い評価となっている。

- ・学習指導等においては、全般的に肯定的な意見が多いが、8割以上が「学習規律・生活規律の定着が進んだ」、「学習習慣の定着が進んだ」、「学習意欲が向上した」としている。
- ・生活指導等においても全般的に肯定的な意見が多く、9割以上が「中1ギャップが緩和された」、「中学校への進学に不安を覚える児童が減少した」、「上級生が下級生の手本になろうとする意識が高まった」などとしている。
- ・学校運営等でも肯定的な意見が多く、7割から8割が「保護者の学校への満足度が高まった」、「保護者との協働関係が強化された」、「地域との協働関係が強化された」としている。

(課題)

課題に関する総合評価では、課題が認められる(50%)、課題があまり認められない(43%)と評価が分かれた。また準備や調整のための時間や交流のための移動手段の確保が課題であることが認められる。

- ・学習指導、生徒指導等における課題については、「9年間の系統性に配慮した指導計画の作成・教材の開発」、「児童生徒間の交流を図る際の移動手段・移動時間の確保」を課題と認めるものが4割を超えた。
- ・教職員の負担では、「小中の教職員間での打合せ時間の確保」、「教職員の負担感・多忙感の解消」を課題と認めるものが6割を超えた。

[小中連携教育と小中一貫教育の定義]

※小中連携教育…小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

※小中一貫教育…小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すもの

3 小中一貫教育の効果的な導入

小中一貫教育については、かねてから全国の自治体や学校現場において実践研究等がなされ、成果が積み重ねられてきた。国においてもこれらの取り組みを踏まえ、平成27年6月に9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置を可能とする学校教育法の改正を行い、平成28年4月1日に施行された。これにより小学校と中学校において、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になるなど、全ての教職員が義務教育9年間に責任を持って教育活動を行う小中一貫教育の取組を継続的・安定的に実施できる制度的基盤が整えられた。先に示した小中一貫教育の実施状況に関する全国調査でも多くの成果が報告されている。本市においてもこの機会を逃すことなく、総合計画で掲げる「子育てや教育の環境が充実し、選ばれるまち」であり続けるためにも、子どもたちの継続した成長を促す切れ目のない教育を充実する小中一貫教育を効果的に推進することが望まれる。

またその際には、単に小学校と中学校を組織としてつなげるだけでは成果は期待できない。全国の多くの先進事例や本市での実践研究等の成果や課題を詳細に把握し、義務教育9年間で連続した教育課程として捉えた具体的な取組内容の質を高めるていくことが重要である。加えて学校の多様な教育活動をより円滑に推進できるよう、学校を核として家庭・地域が相互に連携し地域ぐるみ

で子どもたちの成長を支える体制をより充実していくことにも配慮が必要である。

第2章 望ましい学校の規模と配置

第1節 学校の規模と配置に関する基本的な考え方

1 国の学校規模と配置に関する基本的な考え方

<文部省の手引きから>

文部科学省の公立学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きでは、「学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になる。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいと考えられる。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となる」としている。

また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持つおり、「学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の理解と協力を得るなど丁寧な議論を行うことが望まれる」としている。

<国の学校規模の標準>

学校教育法施行規則では、「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする」、「中学校に準用する」としている。また公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引では、学校規模の分類として、小学校で 1～5 学級を過小規模校、6 から 11 学級を小規模校、12～18 学級を適正規模校、19～30 学級を大規模校としており、中学校では 1～2 学級を過小規模校、3～11 学級を小規模校、12～18 学級を適正規模校、19～30 学級を大規模校としている。

2 高岡市における学校規模及び配置の現状

平成 30 年度現在、高岡市には 26 校の小学校、12 校の中学校、1 校の支援学校の 39 校の市立学校がある。小学校 26 校中 1 校が過小規模校、14 校が小規模校、11 校が適正規模校となる。中学校 12 校中 8 校が小規模校、3 校が適正規模校、1 校が大規模校である。

＜高岡市立小・中学校の学級数及び児童生徒数＞

小学校名	学級数		児童数		中学校名	学級数		生徒数	
	H30	H36	H30	H36		H30	H36	H30	H36
石堤小学校	5	4	52	33	五位中学校	9	7	279	216
東五位小学校	8	10	190	245					
千鳥丘小学校	9	6	250	151					
太田小学校	6	6	70	66	伏木中学校	9	8	290	251
伏木小学校	9	6	231	168					
古府小学校	9	8	211	198					
川原小学校	6	6	131	149	高岡西部中学校	12	9	382	290
西条小学校	12	11	292	280					
横田小学校	8	6	209	134					
平米小学校	6	6	117	87	高陵中学校	9	9	304	270
定塚小学校	14	12	427	314					
国吉小学校	6	6	129	117	国吉中学校	3	3	81	60
二塚小学校	6	6	180	139	芳野中学校	20	19	699	652
下関小学校	17	17	545	528					
野村小学校	18	26	629	848					
万葉小学校	8	6	199	180	志貴野中学校	17	15	599	511
成美小学校	11	12	293	278					
能町小学校	17	19	528	609					
博労小学校	8	6	209	134	南星中学校	13	14	480	477
南条小学校	12	12	343	279					
木津小学校	12	13	312	394					
牧野小学校	18	18	519	553	牧野中学校	6	8	195	266
戸出東部小学校	9	6	236	174	戸出中学校	10	9	355	282
戸出西部小学校	12	12	365	362					
中田小学校	11	9	255	192	中田中学校	6	5	149	113
福岡小学校	18	17	607	526	福岡中学校	9	9	302	294

※学級数には特別支援学級は含まない。

第2節 学校の配置

1 基本的な考え方

文部科学省が示すように、学校では、知識や技能の習得を図るのみならず、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要であることから、また教員配置や施設整備の面からも充実した教育を行うためには一定の学校規模を確保することが重要となる。

高岡市においては、学校の統廃合による学校規模の確保について長年にわたって検討を進めてきた経緯があるが、今後も児童生徒数の減少が見込まれる中、人口減少期における未来を拓く子どもたちの教育充実の観点から、保護者や地域の理解を得ながら再編統合を着実に進めることが望まれる。

2 厳しい財政状況下における教育環境整備

高岡市においては大変厳しい財政状況下にあり、平成30年度から5年間を目途に財政健全化緊急プログラムを実施するとともに、公共施設再編計画などを進め、約40億円の構造的な歳出超過の解消や1,100億円を超える市債残高の削減に最優先で取り組むこととされている。

平成32年度以降の小中学校での新学習指導要領の全面实施などを控え、教育環境の充実が急がれるところであるが、このような厳しい財政状況を踏まえ、教育委員会においても限られた資源を集中して教育の充実に充てることができるよう、教育充実に向けた持続可能な体制を整えることが必要である。教育の充実に後れを取ることがないように、また、将来の世代に大きな負担を押し付けるようなこととならないよう、市民各位の一層のご理解をお願いしたい。

3 五位中学校区の3小学校の再編統合

○五位中学校区の3小学校については、これまでも地区統合協議会において検討が行われ、地域の合意もあることから、統合小学校の設置に向け、早急に整備を進めることが望ましい。

○統合小学校は、今後本市で進める小中一貫教育のモデル校として中学校の隣接地に建設することが望ましい。

○将来的には、中学校との施設一体化を図ることも視野に、統合小学校の整備を進めることが望ましい。

○より規模の小さい小学校の児童の環境変化に配慮し、3小学校の統合を進めるにあたっては、より規模の小さい小学校を先行して統合し、その後に3小学校の統合を完了するよう、段階的に進めることが望ましい。

○通学距離が遠くなる児童には、スクールバス等の運行について配慮することが望ましい。